

厚 生 委 員 会

平成20年12月9日(水)

厚生委員会

日 時 平成20年12月9日(水)午前10時00分開会 - 午後12時32分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹内委員長、川端副委員長、中原、和田、出口、奥野、小川
谷本議長、反保副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 鍛冶、辻下(文)、辻下(正)、田代

出席理事者 石田町長、白井住民部長、入口住民部副理事兼税務課長、
谷下(芳)住民部住民生活課長、古橋住民部保険年金課長、
波戸元住民部保険年金課長代理、芦田福祉部長、大山福祉部地域福祉課長、
岸本福祉部高齢福祉課長、古谷福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、
中野こぐま園長兼子育て支援センター所長

欠席理事者 市川住民部住民生活課長代理、

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹内委員長 皆さん、おはようございます。

本日は本委員会にご出席、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席です。

理事者におかれましては、市川住民部住民生活課長代理が病気により欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、これより厚生委員会を開催いたします。

議案の審議にあたりましては十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、携帯電話の方はマナーモードをお願いいたします。

それでは12月3日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に会議の進め方について、委員の皆さん何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

竹内委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と名前を言ってからお願いいたします。

議案第91号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

大山福祉部地域福祉課長 それでは、平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)について説明させていただきます。

まず歳入から、資料の1ページ目をごらんください。

14、国庫支出金、社会福祉費負担金としまして177万6,000円の増額補正でございます。これは障害者自立支援給付費負担金としまして、障害福祉サービス費及び補装具費に充当するもので国の負担金を歳入するものでございます。負担率は2分の1となっております。

続きまして15、府支出金、社会福祉費負担金としまして88万8,000円の増額補正でございます。これも障害者自立支援給付費負担金としまして、障害福祉サービス費及

び補装具費に充当するもので大阪府の負担金を歳入するもので、負担率は4分の1となっております。

古谷福祉部子育て支援課長 3、委託金、児童福祉費委託金100万円の増額補正であります。これは大阪府版の地方分権の一環といたしまして、子育て応援に係る事務移譲を受けるに際しまして大阪府から事務移譲交付金をいただくものであります。

今回の事務移譲の内容は子育てに係るものでありまして、大きく分けて三つあります。

児童福祉施設の設置に係る認可等それと認可外保育施設からの届出の受理等、それと放課後児童健全育成事業開始の届出の受理等に係る事務移譲を受けるものでありまして、これに対する大阪府からの応援を含めた委託金をいただくということであります。

次に20、諸収入、雑入で2,000万円の増額補正であります。これは淡輪保育所からの重油漏れ事故に係る総合賠償補償の保険金を歳入するものであります。

以上、当委員会の付託分としまして歳入の合計が2,366万4,000円となっております。

大山福祉部地域福祉課長 続きまして歳出に移らせていただきます。

資料の2ページをご参照ください。

3、民生費、障害福祉サービス費としまして268万2,000円の増額補正でございます。先ほどの歳入でありました国の負担金2分の1、大阪府の負担金4分の1を見込んでおります。

増額補正の理由としまして、本年度途中におきまして保護者が死亡したことによりまして在宅看護が困難になりました知的障害者1名を施設入所調整中の対応としまして、短期入所することにより当初予算を大幅に超過するため計上するものでございます。

続きまして補装具費としまして、87万1,000円の増額補正でございます。これも先ほどの歳入でありました国の負担金2分の1、大阪府の負担金4分の1を見込んでおります。

増額補正の理由としまして、障害児におきましては基準内の補装具、歩行器でございますけれども、該当する児童が腕支えや立位保持ができませんが、基準外の歩行器でありますと立位保持や体の支えができるので該当児にとって必要であること、また障害児におきましては補装具の申請件数が増加したこと、高額な修理が予想以上に多かったことが主な原因となっております。

古橋住民部保険年金課長 続きまして、国民健康保険特別会計繰出金、職員給与費等として514

万1,000円を計上しております。内容としましては国民健康保険特別会計における職員の人事異動等に伴う人件費に係る繰出金となっております。

次に、国民健康保険特別会計繰出金、出産育児一時金としまして、後ほど条例改正で審議をお願いしております出産育児一時金支給額の改正に伴います所要見込み額に係る繰出金として8万円を計上いたしております。

なお、国民健康保険特別会計では今回の補正によりまして1件当たり3万円で4件分の12万の出産育児一時金を計上いたしております、その12万円の3分の2ということになっております。

岸本福祉部高齢福祉課長 老人福祉費、介護保険特別会計繰出金794万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、職員の異動及び給料の3%の減額分と介護保険制度の変更に伴うシステム改修費用を一般会計から介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

大山福祉部地域福祉課長 8、健康ふれあいセンター管理費、センター管理費としまして14万6,000円の増額補正でございます。増額補正の理由としまして平成8年に健康ふれあいセンターの建設によりまして、中ノ峠自治区のテレビ受信が困難になったために共聴アンテナを取りつけましたが、長年の使用による劣化によりまして使用困難になり、早急に修理する必要性が生じたことによるものでございます。

古谷福祉部子育て支援課長 2、児童福祉費、保育所維持補修費経常分として8万3,000円の増額補正であります。これは緑ヶ丘保育所の調理室で使用しております回転釜、それと電気式食器消毒保管機が経年の劣化で故障いたしましたので、これを緊急修理する必要性がございます。そのための費用でございます。

次に保育所運営費40万8,000円の増額補正、これは給食管理・栄養管理システムというパソコンソフトを購入して運用していこうというものでございます。内容としましてはシステムの購入、これはソフトの購入費でございますが29万8,000円。それとシステムの保守業務の委託料が4万円、それと導入時の操作指導委託料、データベースの構築とかも行いますが、これが7万円ということで40万8,000円でございます。このシステムを購入しまして事務改善を図るという目的でございます。

次に保育所の維持補修費臨時分でございますが、31万5,000円でございます。これも緑ヶ丘保育所の調理設備が故障いたしました。これは先ほどの修理ではなしに、バーナー部分も含めて全部取りかえる工事が必要やということになりまして、これも緊急的

に処置する必要があるということでございます。

次に淡輪保育所重油対策費723万円の増額補正であります。これは今回議案も提出させていただいておりますが、和解協議が整いましたので賠償金のお支払いをするという財源でございます。

最後になりますが、5、簡易心身障害児通園事業費のこぐま園運営費37万2,000円の増額補正でございます。これは通園児童が4人から5人にふえまして、そのため1名の保育士の増員を図るというための賃金でございます。

以上、歳出合計当委員会付託分合計といたしまして、2,527万6,000円でございます。

説明は以上です。

竹内委員長 ありがとうございます。本件につきまして委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田委員 賠償金については次の2の事件案件があるんですけど、一般会計の予算の中で町の賠償723万と出てるんですけど、この事件案件の方で見ますと722万9,500円となっているんですけど、この額とちょっと723万と違うんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

古谷福祉部子育て支援課長 今ご指摘の点は和解による支払う賠償金が正確には722万9,473円でございますので、これの財源を補正計上しておるということございまして、なお和解に係る議決の方はこれまでに支払った町が既払い金も含めて損害賠償全体の議決をいただく必要があるということなので、これまでの既払い金も含めて合計で言いますと2,881万3,315円の損害賠償の議決をいただくということでございます。また後ほど次の案件のときに詳細は説明させていただこうというふうに考えております。

竹内委員長 今和田委員の言っているのは、予算に上がっている723万円と722万9,473円の差額は何ですかというご質問です。

古谷福祉部子育て支援課長 予算でございますと1,000円切りということで数字は丸めております。

和田委員 1円でも間違ったらぐあい悪いんですよ。500何ぼも間違ったらちょっとおかしいのと違いますか。

芦田福祉部長 予算編成においては各項目円単位で上がってくる金額もありますけども、予算のときは、当初予算もそうですけども全部千円単位でそろえております。ですからこの場合に

722万9,000円で端数がある場合については切り上げて723万円という表示をするのが通常の予算計上のあり方でございますので、ご了承願いたいと思います。

和田委員 通常の場合は1,000円で切るということですか。それは建前です。予算というお金になるということはきっちり、わからないんやったらいいですけど、720何万というのが出ているのに何で723万という、切らなくてもちゃんといけるのと違うんですか。たとえ1円でも違ったらぐあい悪いやん。予算と出てるのと違ったらぐあい悪いですよ。

芦田福祉部長 実際に支払う額が仮に円単位まで表示されて確定していても、予算として記入する場合は千円単位でそろえるというのがこれまでの岬町の当初予算からの踏襲しているやり方でありました。今回もそういう形でやっております。これまでも全部そういう形でやってきております。

以上です。

和田委員 予算の場合は1,000円単位でということですが、それはちょっとわからなかったのて聞かせてもらったんやけど、1円でも普通きちっとわかっているから出すのが、出して悪いということはないんでしょう。

芦田福祉部長 出して悪いことはないと思いますけども、これは全町的な予算編成のあり方にかかわる問題ですので、僕1人の個人の意見としてはどうこう言うことはできませんので、今後の参考意見にしたいと思います。

和田委員 この賠償については長年かかってやってくれたんやから、後になりましたが、ご苦労さんでただけ言っておきます。

竹内委員長 そのほかにございませんか。

出口委員 今の和田委員の関連の質問ですけども、淡輪の損害賠償は5件各家庭に損害賠償を支払っておりますけども、その中でこの5件に対して金額が1件1件変わってますけど、この算出方法はどういう形で算出されたかその辺の説明をお願いいたします。

古谷福祉部子育て支援課長 次の案件とかぶっているところがあるんですけど、今説明させてもらってよろしゅうございますか。

出口委員 それでは次でも結構です。

竹内委員長 それでは出口委員、次のときによろしくお願いします。

そのほかにございませんか。

奥野委員 1点確認させていただきます。2ページのシステム改修に伴う事務費876万8,000円ありますけれど、いろいろシステムの改修に費用がかかると思うんですけども、も

う少しどういう改修方法になるのか説明いただけますか。

岸本福祉部高齢福祉課長 これも次に出てくる介護保険の特別会計の中で説明させていただこうと思ってるのですが、よろしいですか。

竹内委員長 奥野委員、どうですか。

奥野委員 それでは後でもいいです。

竹内委員長 それでは後でまた説明していただけますか。

ほかにございませんか。

中原委員 2ページの国民健康保険特別会計繰出金の職員給与費等というところについて、人事異動があったというふうにお聞きしましたが、どのような人事異動だったのかご説明をいただきたいと思います。同じく介護保険の方でも職員の異動があったというふうにお聞きしたところでもありますので、具体的に異動についてご説明をいただきたいと思います。

古橋住民部保険年金課長 まず国民健康保険特別会計での繰出金の職員給与費等でございますけども、ご質問の職員の人事異動等でございますが、医療制度改革この4月から本格的に始まりましたけども、その制度改革に伴いまして事務が増大することが予想されますので、実質的に1名増という形になっております。具体的には国保の特別徴収の開始でありますとか特定検診、特定保健指導の開始と事務が大幅に変わりますし、またふえると予想されることから増となっているものでございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 介護保険の方で職員給与の減額をしております。内容につきましては職員の増減ではなしに人数的には同じでございます。給料の違いによる差でございます。以上です。

中原委員 国保の説明で質的に1名増と、質的にというのはどういう意味ですか。

古橋住民部保険年金課長 実質的です。

中原委員 これは失礼しました。先ほど事務の増大というふうにおっしゃられましたけれども、国保の部局についてはどこの部課も大変な中だと思っておりますけれども、特に多忙きわめる部課かなと思っていたので、1名増ということで不十分だとは思いますがけれども必要な手当をされたということなのかなと思います。これに伴って住民にプラスになるようなサービスが提供できるようにより一層励んでいただくことを要望しておきます。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

川端副委員長 1点、1ページの委託金、民生費、委託金の移譲事務交付金で府支出金100万円

というのが歳入で入っているんですけども、これは歳出の方ではどんなふうに反映されているのかお尋ねします。

古谷福祉部子育て支援課長 今般、大阪府から子育て関連の事務移譲を受けるということで、応援するという意味で大阪府からこの交付金をいただけるということでございますが、歳出の方は特別の事業がありませんので経常的な経費であります人件費、事務費に充当していくという考えでございます。

川端副委員長 ということは具体的にこの部分というふうではないということなんですね。

古谷福祉部子育て支援課長 ご指摘のとおりでございます、今すぐ何か大きな事業をするというものではございませんので、現在保育所もすべて公立でやってますし、認可外保育施設についても実質ないというのが実態でございますので、具体的な事務作業は今すぐ発生しないということでございますので、経常的な人件費等に充当していくという考えでございます。

竹内委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。なければ本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて討論を行います。

まず反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第91号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第91号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

続きまして、議案第92号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)」の件を議題といたします。

本件について担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 平成20年度岬町国民健康保険特別会計（第3次）につきまして説明をさせていただきます。資料は4ページでございます。

補正予算内容といたしましては、本年4月の退職者医療制度の改正の影響に伴う一般被保険者と退職被保険者等との医療費の再調整、また職員の人事異動等に伴います人件費、それと出産育児一時金支給額の改正に伴う費用及び保健事業の充実に要する経費について補正をお願いするものでございまして、歳入歳出それぞれ1,303万9,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出通して説明をさせていただきたいと思っております。

まず歳入でございますが、国民健康保険料としまして一般被保険者国民健康保険料、医療給付費現年分として3,611万5,000円を計上いたしております。また退職被保険者等保険料では医療給付費現年分として、5,120万1,000円を減額計上いたしております。

次に国庫支出金、国庫負担金の療養給付費負担金5,025万4,000円でございますが、それとその次の国庫補助金、普通調整交付金1,330万1,000円につきましては、退職者医療制度の改正によりまして一般被保険者に係る医療費が当初見込みに比べて増加することが予想されますので、その財源として増額計上するものでございます。

次の療養給付費交付金の退職者医療交付金につきましては、9,242万9,000円を減額するもので、一般被保険者とは逆に退職被保険者等に係る医療費の減少が見込まれることから、その財源である退職者医療交付金を減額するものでございます。

次の府支出金、府補助金、普通調整交付金1,034万5,000円につきましては、国庫支出金と同様に一般被保険者に係る医療費が当初見込みに比べ増加することにより増額計上するものでございます。

次に繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の出産育児一時金等繰入金といたしまして、人事異動等に伴います人件費増加分514万1,000円を計上いたしております。

次の出産育児一時金等の繰入金8万円につきましては、出産育児一時金支給額の改正による所要見込み額12万円に対する繰入金で、所要見込み額の3分の2を一般会計から繰り入れていただくという形になっております。

次の基金繰入金、国保財政基盤安定基金繰入金につきましては、急激な医療費の増加等につきましては現段階では保険料への転嫁というのは困難でございますので、基金を活用するもので4,143万3,000円を計上いたしており、内容としましては一般被保険者

の医療費に3,779万3,000円、出産育児一時金に4万円、人間ドック負担金に360万円という内訳になっております。

続いて6ページをお願いします。歳出について説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費人件費としまして職員の人事異動等に伴います人件費514万1,000円を補正するもので、この中には給与の3%の減額分についても調整をいたしております。

次に保険給付費、一般被保険者療養給付費1億1,672万2,000円の増額、その次の退職被保険者等療養給付費1億2,194万円の減額、その次の一般被保険者療養費200万3,000円の増額、またその下の高額療養費、一般被保険者高額療養費2,908万3,000円の増額。7ページに移っていただいて退職被保険者等高額療養費2,169万円の減額につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等のそれぞれの医療費の見込み額が当初予算と乖離することが見込まれるため、調整を行うものでございます。全体のトータルの医療費では微増となっておりますけれども、一般被保険者の医療費が増加し、退職被保険者等の医療費が減少いたしております。これはこの4月の制度改正に伴いまして、退職者被保険者等が一般被保険者に移行する年齢が75歳から65歳に引き下げられたことによりまして、その方々の医療費が一般費用権者の医療費に移行しております。この移行をする医療費の影響が予想以上に大きく出ているというふうに推察をいたしております。

次に出産育児一時金としまして、条例改正の審議をお願いいたしております支給額の改正に伴います所要額として、来年1月から3月までの出産見込み件数4件分、1件当たり3万円の12万円を計上いたしております。

なお、後ほど条例改正のところでもご説明させていただきますけれども、支給額の改正につきましては通常の妊娠、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の赤ちゃんに対する補償とその脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能をあわせ持つ産科医療保障制度に加入している分娩機関で出産した場合に限って現行の35万円に3万円を上限として加算をし、38万円の支給額にするという内容になっております。

最後に保健事業費、保健衛生普及費、保健事業としまして人間ドックの負担金90件分360万円を計上いたしております。本年4月から助成限度額を引き上げたところ既に多くの申請がございまして、現行予算では対応し切れないことから補正の計上をしたものでございます。

説明は以上でございます。

竹内委員長 ありがとうございます。本件につきまして委員の皆さん、意見ございませんか。

中原委員 資料7ページの人間ドック負担金についてお聞きしたいと思います。今ご説明があったとおり申請者の数がかかなり多いということで、それ自体は非常にいい傾向だというふうに感じるんですけども、来年度以降も全く同じ条件で続けていくというふうにお考えなのか、今後の計画についてお聞きしておきたいと思います。

古橋住民部保険年金課長 人間ドックの考え方でございますが、ご承知のように疾病等の早期発見、早期治療を目的としまして、人間ドックの負担金を出して健康管理に努めていただくと。ひいては医療費の適正化につながっていくという考えのもとで実施をいたしております。加えてことしから特定検診が始まりました。その特定検診の項目もその中に必須として受けていただくことによって、特定検診の受診率を上げるという側面支援の面も含めて2万円から4万円に助成額を充実させたものでございます。今後はこの財源につきましては今現在基金を充当してこの事業を実施しているというものでございます。助成額につきましては基金の状況も見ながら検討する必要はございますが、ことし4万円に上げて非常に好調やということで当面の間、この金額で様子を見たいというふうを考えております。

中原委員 今ご答弁もあったとおりで、疾病の早期発見とかまた発見された場合の重度化を防ぐということについては、ひいては医療費を低く抑えるということにもつながっていくというふうに考えられますので、非常に有効な手だての一つかなというふうには感じているところで評価するところでありますけれども、今のところ財源については基金で充当しているというご説明でしたが、今後もこの調子で好調に続いていくとした場合に保険料に反映されないかと、影響が及ぶのではないかとというあたりについて危惧するものなんですけれども、そのあたりについてのお考えはいかがでしょうか。

古橋住民部保険年金課長 今基金が国保会計にございますので、その基金を充当して実施をしております。基金がなくなったというふうに仮定した場合、この財源につきましては本来保健事業でございますので保険料に転嫁する部分でございます。それを今岬町の場合は基金を活用しているということでございます。ただこれを続けていくことによってそれ以上の医療費が落ちてくる、あるいは伸び率が低下するということが十分に考えられますので、この制度については議員おっしゃられたように非常に有効な手だての一つでございますので、できる限り実施をしていきたいというふうを考えております。

中原委員 基金がなくなった場合保険料に転嫁するというご答弁でありましたけれども、実際続け

ていかないとどうなっていくかはわからない、基金が底をつく前に医療費の抑制が図られるのかどうか、そのあたりについてわからない部分があるというふうに思いますので、この場で申し上げておきたいのは、非常に有効な手だての一つだと思いますけれども保険料に転嫁するという事は行わないようにということだけご要望申し上げておきたいと思えます。

以上です。

出口委員 全く中原委員と同じ質問でございました。その中で特に人間ドックを実施していただくに当たってやはり早期発見ができて、そして高額医療の削減という形につながると思えますので、多少保険金額に負担がかかってもやっぱり早期発見をやることによって当町の保険金額が下がってくるのではないかとこのように考えますので、よろしくお願ひします。

竹内委員長 ほかにございませんか。

奥野委員 私もちょっと人間ドックに関連で質問したいと思ひます。今いろいろと質問ありましたがけれども、今回90件の補正ということですが、当初650万何がしの数字であわせると1,000万ぐらいですと4万円ということは約250件という件数かなと思ひますけれども、以前は2万円だったんですか、負担が。ですから参考にその辺、去年、おとしあたりの件数はどれぐらいの件数の申請があったのか。それとかなりまたこれからふえるというお話もありましたので、その辺説明いただきたいと思ひます。

古橋住民部保険年金課長 人間ドックの利用状況でございますけども、18年度では63件の利用がございました。これは人間ドックと脳ドックを合わせて63件、19年度につきましては52件でございます。当初予算では80件を見込んでいたんですけども、9月末の状況でもう90件来ておりますのでちょうど半分で90件ということで、ことしの見込みとしましては約180件ぐらいになるのかなというふうに考えております。

奥野委員 当初予算の655万8,000円というのは人間ドックだけの分ではないということですね、予算は。

古橋住民部保険年金課長 人間ドックと脳ドックです。

川端副委員長 2点お尋ねしたいんですけど、1点目は基金を医療費に充当するために基金から3,700万少し充当しているんですけども、医療費が増加しているというところの現状をもう少し詳しく教えてほしいことと、それともう1点、今この中には出てきてないんですけども、今社会問題になっているというか、子どもさんの無保険について岬町の現状をちょっと教えてください。

古橋住民部保険年金課長 医療費のトータルとしましては微増にとどまっております。国民健康保険の中には大きく一般被保険者の方と、会社とか役所をやめられて厚生年金の受給を受けられる資格のある方がいわゆる退職被保険者等と言ってるんですけども、その二つがございます。その一般被保険者と退職被保険者等の方々の医療費総トータルでは余り伸びてはいってないんですけども、今回退職者医療から一般被保険者に移行する年齢が75歳から65歳、10歳引き下がりました。その10歳引き下がったその方々が退職者医療から一般の方の医療も変わります。それぞれ退職者医療と一般被保険者の医療の財政構造、いわゆる財源構成が違ってまいりますので、一般被保険者に移行した場合医療費の半分が公費、残り半分が保険料という形になってまいります。その保険料の部分に対して今回基金を充当させていただくということでございます。先ほども若干申し上げましたけども7月に保険料率等確定しておりますので、この財源を新たに保険料に転嫁することは今の段階ではもう不可能でございますので、基金を活用させていただいているというところでございます。

それと被保険者のいわゆる子どもさんの無保険の問題でございます。これにつきましては滞納されている方について資格者証というのを発行して、その資格者証で医療機関にかかった場合は10割を先に立てかえ払いして、後ほど保険の方から7割なりその保険給付に基づく額をお支払いをするという制度でございます。

現在岬町ではこの資格者証についてはまだ発行はしておりませんで、今現在発行に向けて準備中でございます。ただ準備中でございますが短期証、いわゆる有効期限を短くした保険証で対応をしております。したがって今現在では無保険の方は、子どもさんについてはおられないというところでございます。

川端副委員長 ありがとうございます。今資格者証を発行する準備に当たっているということでしたら、今後については子どもさんについては該当する方が出てきたときに資格者証になるということですか。

古橋住民部保険年金課長 子どもさんへの資格者証の発行につきましては現在法整備がなされてませんで、ストレートに読むと発行するという形になっております。ただ厚生労働省ではその発行については留意してくださいという通知文書も流れておりますし、きょうの新聞で資格者証を子どもさんには発行しないという関連法、国保法の改正の動きがあるという報道でございますので、その辺も十分見きわめながら検討して当たっていきたいというふうに思っております。

竹内委員長 ほかにございませんか。

出口委員 今説明がありましたけどもその中で短期証ですが、これは大体3カ月というふうに聞いておりますけども、岬町の場合その辺の負担額が多分大分財政に圧迫されているんじゃないかというふうに私はとっておりますんやけど、その辺国民保険の滞納者というのは年々ふえてきておりますか。その辺どうですか。

古橋住民部保険年金課長 滞納世帯につきましては増加しておるといのが現状でございます、うち短期証として発行しておりますのは今11月末現在ですけども、278世帯の方に短期証を発行しているという状況でございます。期間を短くするというはその保険証の更新に来ていただく回数をふやすことによっていわゆる納付相談でありますとか、納付指導に当たるといことが目的でございますので、あくまでも滞納を減らしていくという手段の一つというふうに理解しておりますので、なるべくそういう機会を利用して納付相談、納付指導に当たってまいりたいというふうに考えております。

出口委員 実際なかなか滞納された方は入金するというのは困難なことだというふうに聞いていますけども、その辺の回収方法とかそういうのはどうされているんですか。

古橋住民部保険年金課長 短期証の場合更新されて、短期証に限らず納付相談、納付指導を行うときには分納誓約をしていただいて、その分納誓約に基づいて納付をしていただくというふうをお願いをしております。ただ分納誓約をしてもなかなか分納誓約どおりに入らないという現実もございますので、その辺については電話なりで分納誓約に基づいて納付督促と云うんですか、電話催促なりをしていくという形となっております。

竹内委員長 ほかにございませんか。

中原委員 先ほど川端副委員長の質問に対するご答弁の中で、資格者証の発行について発行に向けて準備中というふうにおっしゃっておられましたけれども、岬町として子どもに限らず資格者証の発行についてはどういった段階で発行するのかとか、そのあたりについてのお考えが具体的にあればお示しいただきたいと思います。

古橋住民部保険年金課長 いわゆる資格者証を発行するにあたりましては、当然本人さんと面談させていただいて、言い方は悪いかもしれませんが悪質か悪質でないかという判断が非常に重要になってくると思っております。その判断をした上で悪質と判断される部分については資格者証の発行もやむを得ないというふうに考えていきたいと思っております。

中原委員 今のご答弁でいきますと、本人と面談をして悪質であると認められた場合に限って、払えるのに払わないというか払う意思がないというか、そういうことが明らかに確認された

場合に限って発行するというのが今の岬町の考え方であるということによろしいですね。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第92号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第92号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第93号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成20年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件についてご説明申し上げます。委員会資料8ページでご参照ください。

歳入歳出合わせて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず歳入でございますが、繰入金、職員給与費等繰入金として82万円の減額補正でございます。内容につきましては職員の人事異動等に伴う減額分でございます。

次に事務費繰入金として876万8,000円の増額補正でございます。内容については介護保険制度の変更に伴うシステム改修の費用でございます。合計794万8,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして歳出、総務費、一般管理費人件費として82万円の減額補正でございます。内容につきましては職員の人事異動等に伴う減額でございます。

次に介護保険OA経費として876万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、介護保険制度の変更により認定調査項目の見直しと介護報酬の改定等によるシステム改修費用でございます。

以上、当委員会付託分として合計794万8,000円の増額補正でございます。

引き続き奥野委員からのご質問に対して説明させていただきます。よろしいでしょうか。
竹内委員長 お願いいたします。

岸本福祉部高齢福祉課長 システム内容の件でございますが、要介護認定の適正化と認定事務の効率化を図るために、認定時の調査項目及び審査方法の見直しが平成21年4月から実施されます。内容につきましてはこれまで82項目の認定調査項目がありましたが、主治医意見書と重複する部分を14項目削除し、新たに認知症高齢者の介護の必要性を勘案するため6項目を追加しております。また審査会での審査の煩雑さを緩和するためシステム変更により認知症高齢者の介護の必要性の時間を反映することにより、すべての認定審査において身体状況、精神状況及び介護が必要な時間をコンピューターにより推計する方法を採用することにより、認定審査会の効率化と適正化を図るためにシステム改修を実施するものでございます。

もう1点につきましては介護報酬の改定ということで、介護従業者人材確保対策として、介護従業者の給与水準の向上や定着化及び経営が苦しい小規模事業所に対応するため、介護報酬について一定の加算を行うということが検討されております。具体的には今月中に公表されるということになっております。現段階では介護報酬の3%程度の引き上げということでシステム改修を実施するというところでございます。

以上です。

竹内委員長 本件について質疑、意見ございませんか。

中原委員 今システム改修についてご説明をいただきました。私も事前にお話をお聞かせいただきまして勉強させていただいたところでありますけれども、ご意見だけ申し上げておきたいと思えます。

今ご説明のあったシステム改修につきましては、来年度から移行していくための一つの準備であるということでありまして、一つは調査項目を改定するという事で調査員と医師とが重複して調査していた項目については医師にゆだねるということや、認知症の方のケアがきちんと対応できるようにということで、認知症の内容が重く評価されるようになったということ、事例も含めてお聞かせいただいたところであります。

それからもう1点、認定方法についてより迅速化を図るという意味でも評価できる部分はあるかと考えておりますけれども、お聞きしていたのは要介護1の方を調査項目をコンピューターに入力することによって、コンピューターで機械的に、すべてではないんでしょうけれども今まで以上に機械的に要支援2と要介護1に振り分けるということで迅速化を図るということをお聞きしていたんです。そのことに伴うプラス面は当然あると思いますので、特に認定調査の結果が出るのが遅いという声を私も地域の方のご相談の中でお聞きしたことが何度もありますので、そのあたりについて迅速化につながるという利用者にとっての評価できる面はあるというふうに考えておりますけれども、前回の介護保険自体の見直し、3年前の見直しのときに打ち出された大きな方向性については全くかわっている節が見られませんが、サービスの取り上げや給付の抑制が続いているという認識は私は持っておりますので、その流れ自体を変えるものではないというふうに感じているところであります。そのあたりについて今回コンピューターの判定を充実させるということでプラス面は大いに活用していただくとことは望むところでありますけれども、機械のみに頼るのではなくて実際に必要なサービスがきちんと提供できるようにということで、実情に見合ったサービスが提供できるように、より一層努めていただきたいということをご意見として申し上げておきたいと思っております。

それからもう1点、介護報酬の改定についてはひとつ社会問題にもなっている問題で、従事者また小さな事業所等での運動が実を結んだ一つのあかしかなというふうに感じておりますけれども、これはまだまだ不十分な点も大いに抱えておりますので、そのあたりについても今後の国の動向も注視しつつ、岬町の利用者の方にきちんとサービスが提供できるように、また従事者についてもワーキングプアということに陥らないようにさまざまな点で注視していき、必要な手当をしていただきたいとご意見申し上げておきたいと思っております。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて討論を行います。

まず反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第93号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第93号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第96号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、参考資料について担当課から説明を求めます。

古谷福祉部子育て支援課長 損害賠償の額の決定及び和解の件について、資料に基づいて説明させていただきます。資料につきましては9ページから13ページでございます。9ページ、10ページにつきましては本会議で部長の方から説明させていただいたように提案理由等説明させていただいたところでございます。

1点だけ、本件で損害賠償の額というのは総額、今までの既払い金も含めた額で議決をいただく必要があるということで提案させていただいております。

11ページをご参照いただきたいと思います。賠償金の考え方でございます。

これは既払い金とは別に今回和解協議を行いまして合意に達したわけでございますが、その際今回賠償金をお支払いするという事で相手さんとお話し合いをさせていただいて、その際町としましても5軒ありますが、全く同じ考え方で算定させていただくということで、この考え方を示しまして最終的に合意に至ったということでございます。

まず期間でございますが平成6年3月4日、これは事故確認日でございますがこれ以降の20年間を基本といたします。したがって平成6年度から平成25年度までというのを基本的な期間として考えます。

次に賠償金の対象経費でございますが4経費ございまして、これの合計額ということでそれぞれ戸別に算定することといたしました。

1点目は上下水道代でございます。これにつきましては、まず平成6年度から平成19年度までの水道料金及び下水道の使用料につきましては町が負担してまいりました。残り

の平成20年度、今年度から平成25年度までの6カ年を賠償金の算定対象とするという考えでございます。具体的には各戸の19年度の上下水道料金は確定しておりますので、これの6倍をするという算定方法を取ることにいたしました。

2点目、井戸替えの経費でございます。井戸替えと申しますのは井戸内の油の除去の清掃作業、それと水の抜き取り作業でございますが、町の実績では1日お願いすると9万3,000円という金額が実績として直近の数字がありますので、これの5回分を算定の基礎とするという考えでございます。

次に3点目、慰謝料でございます。慰謝料と申しますのは井戸を使用できなくなったことに対する精神的苦痛に対する賠償でございます。これもお話し合いの結果ですけれども月1,000円、これが12カ月掛ける20年ということで慰謝料をお支払いするということとなりました。

4点目、原状復旧経費でございます。井戸が汚染したために油を井戸用のポンプからくみ上げたということがございまして、ポンプが壊れたあるいは井戸替え作業の際に井戸のふたを取っ払ったということがございますので、原状に復旧する経費を必要ということで事故により買い替え等を余儀なくされた財物の保障に係る経費ということで算定することといたしました。これにつきましては各戸から提出されました見積書、あるいは既にお支払いの方は領収書を添付された方もございますが、それによって各戸別に算定することといたしました。

以上、4経費を賠償金としてお支払いしますということで今回和解の合意に達したわけでございます。

12ページをご参照いただきたいと思います。合意に達しましたので12ページにあります和解契約書、これはひな形でございますが各戸別に締結いたしました。左の方は甲が岬町長、乙が被害者の方ということで個人の方、あるいは登記簿の名義人が死亡されている方は法定相続人あるいは共有者というケースもございましたが、それぞれ記名、署名押印をいただいたということでございます。これは10月の初旬から中旬にかけてすべて締結をしていただきました。

右の方の記以下でございますが、これが和解内容でございます。

まず事故を確認した日は平成6年3月4日であると。事故の概要でございますが、もう詳細御存じかと思っておりますけれども、淡輪保育所で使用しております暖房用燃料の重油の地下埋設管が破損して漏れ出したということで、各戸の井戸の機能を損ねたということでござ

います。

3点目、責任と謝罪であります。事故は町の施設管理の瑕疵に起因するものでありまして、町は被害者の方に対して改めて深くおわびしますという一文を入れさせていただきました。

4点目、岬町の対応でございます。事故発生後、岬町は地下水の浄化を進めることを目的に汚染源である岬町立淡輪保育所内の土壌の入れかえを行うとともに、継続して当該井戸の浄化のための洗浄作業及び井戸水のくみ出し作業、これも井戸替え作業とっておりますがそれを行ってきました。また当該井戸の所在地にある家屋に係る水道料金及び下水道使用料、水道料金等とっておりますがこれについて負担してきたという経緯でございます。これまで町が当該井戸の事故に関して負担した井戸替え作業及び水道料金の経費は幾らですよということで、これは資料の13ページにもあるわけでございますが、個別の契約書の中にはすべて金額を入れて幾ら負担してきたということを入れさせていただいたということございました。

5点目、和解の内容であります。1号でございますがこの和解契約は岬町議会の議決が得られたときに有効となりますということで、仮契約の形でございます。これは地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして議会の議決案件でございますので、議会の議決がなされたときに有効になるということで契約をしております。

2点目、甲は、町は乙に対しまして岬町議会において本和解契約に係る議決がなされた後、上記4の既払い金を今まで負担してきました井戸替え経費と上下水道料金等でございますが、これとは別に議決後速やかに本件事項に係る賠償金として幾らを支払いますということが先ほどの賠償金の考え方で、各戸別に算定して合意いただいた金額を支払うという内容でございます。

最後になります。5項の第3号でございますが、上記の賠償金支払い後は本件事項に関し、甲乙間には何らの債権債務の存在しないこととなりますということで、事件解決という内容で和解契約書を締結しております。

13ページをご参照いただきたいと思います。これはお金の面でございます。支出額見込み、今年度の補正予算、先ほどご承認いただいた件も含めて見込み額で記載しております。表頭の区分が事故発生後、平成6年度から20年度まででございます。各項目に分けてこれまで町が支出してきた決算額、あるいは補正予算額を計上して記載しております。

項目をざっと見ていただきますと、廃油処分費、当時大変油の汲み出し多かったのでそ

の処分費用等かかっております。それから淡輪保育所内の工事、これは汚染源であります淡輪保育所の土壌の入れかえも含め、それから井戸を掘ってそこから水をくみ出すという作業をやった経費等でございます。水質検査、消耗品も一部支出しております。それから一番大きいのは井戸替えの清掃作業の委託料でございます、長年にわたって井戸の浄化を進めるということで清掃をやって、水の汲み出しをやってきたということでございます。

それから水道料金、事故当時は下水道もなかったということで水道料金だけでございますが、下水道が普及するにつれてそれも負担してまいりました。その金額でございます。

その他、淡輪保育所内の汚染状況調査も17年度には実施しております。

最後に損害賠償金、20年度に支払って和解で終結ということで考えております。その支出額見込みが表の右下になりますが、すべてこの事故案件に係る経費が支出見込みということで4,231万5,565円となる見込みでございます。

左下の表をご参照いただきたいと思います。これは事故全体の収支ということでとらまえていただいたらと思います。支出額の方は今の上の表と何ら変わりはありませんので金額は同じであります。収入額見込みでございますが、保険金の上限額であります2,000万を歳入することなので、町としましてはこの事件案件に關しまして4,231万余りを支出する見込みになると。一方保険金として収納するのが2,000万円であるという事故全体の収支だということでご理解いただきたいと思います。

右下の表をご参照いただきたいと思います。これが今回の損害賠償額の額に係る表でございます。各井戸の所在地別にこれまでの井戸替え経費が幾らであったか、これは上の表にも井戸替えの経費も全体も示しておりますんですけども、保育所内の井戸替えの工事もずっとやってきておりますので、それを除きまして各個人の家庭に係る井戸替え経費を件数等も含めてすべて算出したしまして、これが合わせますと1,720万余りでございます。

それと次の欄がこれまで町が負担した上下水道料金でございます。かなり差異がございます。おひとり暮らしの家庭もございまして、若い方がお住まいの大家族さんもございまして、上下水道料金かなりの差異がございますが合計しますと437万6,000円余りということになっております。

それとさらに和解により支払う賠償金、これは先ほどの賠償金の考え方で戸別に算定しております。これも先ほどもご質問ありましたがかなり差がございます。主な差は上下水道料金でございます、そもそも各ご家庭で使っている水の量にかなりの差異がござい

すので、それが大きな差として出てきております。この賠償金の合計が7 2 2万9 , 4 7 3円ということで算定し、和解契約をしたわけでございます。

右の欄の合計額、これが議決をいただく金額でございます。既払い金を含めて議決後お支払いする賠償金も含めた合計が損害賠償の額の決定ということになりますので、これの議決をいただくということで議案を提出させていただいております。

ちなみに議決の金額の一番右下になりますが、これが2 , 8 8 1万3 , 3 1 5円でございます。これが岬町がこの事件案件について損害賠償の額の総額ということになります。これがいわゆる保険の対象金額でございます。保険金の収納に当たりましては上限がなければ全部いただけるはずなんですけど、当時の保険の契約が限度額がございまして2 , 0 0 0万円となっておりますので、2 , 0 0 0万円を歳入する見込みでございます。

ちなみに保険は全国町村総合賠償補償保険というのに現在も加入しておりますが、当時も加入しておりますので保険金の限度額2 , 0 0 0万円は収納するということでございます。

それと補足でございますが、町村長会を通じて加入している保険なんですけども、引き受けの保険会社が損保ジャパン、正式名は損害保険ジャパンという会社でございます。それと損害額の査定に当たりましては社団法人日本海事検定協会という公益法人さんがございまして、そちらの方に損害額の査定ということで今お示ししております数字等につきましては、全部資料を平成6年当時からでございますが提出させていただいて損害額の査定を受けております。

あと事務的な作業はほぼ終わっておりますので、議決をいただければ先ほどの補正予算も含めまして賠償金は今年中にお支払いするような事務作業をしたいなというふうに考えております。また保険金の収納につきましては年明けになりますけど2カ月ほどかかるとは聞いておりますが、今年度内に収納するという見通しで現在進めております。

以上でございます。

竹内委員長 ありがとうございます。本件について質疑、意見ございませんか。

小川委員 まずもって平成6年の3月から長きにわたり14年間示談、和解、担当課においてはいろんな苦労があってやっと和解された。まことにご苦労さんなことであったと察しております。ただ2、3お答え願いたいんですけども、平成6年3月に事故が起きて14年間という交渉期間があって本年和解に進んだということは先ほどもお礼を申し上げたんですけども、少しちょっと示談の期間、和解の交渉が長かったのではなかろうかなと。ある日突然課長も異動でその問題をいただいて大変なことだとは思んですけど、ちょっと長かつ

たのではなかろうかなと。それと13ページの水道料金の方で471万2,780円。これは下水道も入っているという解釈でいいんですか。それと水道料金と下水道ともし分けて下水は幾ら、水道は幾らというのを報告できるのでしたらお願いしたいと思います。和解に当たってご足労を願ったんですけども、水道料金を保証するのは私どももわかるんですけども、何で下水までしないとあかんのかなと、一つちょっと疑問が残っております。

それと先ほどもご報告されたんですけども、上限が2,000万円、ひょっとしたらもっと保険金の上限がたくさんあってアジャスタないし先ほど言った会議のそういうセクションが来て交渉で2,000万円に下げられたのかなと私は思っていたんですけど、上限が2,000万円でその賠償金の請求額が2,881万3,000円ですか、約1,400万は町からの持ち出しという解釈でよろしいですか。この何点か先にお願ひできますか。

古谷福祉部子育て支援課長 和解に至る期間が長かったというのはご指摘のとおりでございます。

ことして15年目になっておりましたので大変長かったなと思います。

なかなか当時を知る者が少なくなっている事情もございますんですけども、どうしても井戸に油が長年にわたって浮いてきているという状況でございます、私も18年の2月に皆さんに一度お集まりいただいて、和解協議はその当時取り組み始めたわけですが、まだ各家庭からは夏場になると非常に油の臭いがきついということで、なかなか和解に至るような状況ではないということで厳しいご意見もいただいたという経緯がございます。

今年度になりましてまだ油は確かに完全に浄化されておりませんで、まだ石油分は井戸水から検出されておりますが、かなり自然浄化も進んでいるというのが私どもの見方ありますし、ひどい臭いがしているという厳しいご意見は次第に少なくなってきたなというふうに思っております。そういう中で率直にお話し合いをさせていただいた中で今回和解の協議が整ったということでございますので、長かったというのはご指摘のとおりでございますが、井戸が汚染されてひどい状況の中ではなかなか和解協議ができなかったという事情かなというふうに、引き続きの中でございますけどもそういうふうにとらまえております。

それから2点目のご質問でございますが、当初は下水道がございませんでしたので水道料金だけを負担してきたと。下水道事業が進捗しまして当該地域に公共下水道が使えるようになったと。水道料金と連動して下水道というのは料金が発生するものでございますので、町の瑕疵によって事故が発生したということでこれを負担しないということになりま

すと地域の下水道の普及の妨げになるという考えもございますので、これは町で負担してきたということでございます。

内訳については詳細な資料が今手元にはございませんが、そういうことで補償の対象にしてきたという経緯がございますので、今回も賠償金の算定にあたっては補償の対象にしたという考えをとりまして、それについて合意に至ったということでございます。

それから3点目、保険金でございますが要は町の賠償というのは算定しますと、先ほど説明させていただいたように2,831万3,315円ということでございますので、平成5年に加入した保険でございますが、その当時加入しております保険の上限額が2,000万円と。全国町村の総合賠償保障保険という内容でございますので、それに従って収納していくということでございます。

小川委員がおっしゃられた1,400万円という数字がちょっとわかりかねますので、再度ご質問をいただきたいなと思います。

小川委員 4,200万円から2,800万を引いたら1,400万ですね。

古谷福祉部子育て支援課長 4,231万5,000円余りというのは町がこの事故案件について町の施設内、保育所も含めて全体でかかった経費という意味で4,200万余りの数字を出しております。そのうち相手さんの損害賠償に係るというのは賠償金も含めて2,800万余りやということでご理解いただきたいなと。保険金はあくまで保険契約に基づくものでございますので、損害賠償金のうち保険契約に基づいた保険金を収納できるということでございますので、これは肅々と事務的に進めたいなというふうに考えております。

小川委員 最初の一番目の質問なんですけども、私も一般的に考えて平成6年の事故が15年目で解決、それについては長引くというのは一般的な理論からして被害者がかなり無理な要求をしているか、一般的に考えて加害者が誠意がないか、この2点ぐらいしか僕頭の中に浮かばなかったんですけども、こういう事故報告というのは初めてなんで、平成6年から15年間かかったのは井戸の水の油が全部取れないとか、まして被害者は4件おられるし、相続人の方も何件かおられたんで何となく理解させていただきました。

それと最後の4,200万何がしから2,000万保険で、これが上限だったんで2,000万満額いただいたということは2,200万強、町がこの財政難のときに負担がかさむ、これが最終的に議決ということになれば年内に被害者の方に支払って正式に示談、これで一件落着と思うんですけども、課長には何の責任もないと思うんですけども、もう少し早ければ金額も少なく済んでたのではなかろうかなと、私の意見として申し上げてお

きます。

以上です。

古谷福祉部子育て支援課長 相手様とは特に無理な要求は受けたこともございませんし、当方も上下水道料金あるいは井戸替え作業について誠意ある対応をしてきたなというふうに考えております。お話をさせていただく中で慰謝料というのも一つの問題となりました。当時やはり事故の原因が最初はなかなか保育所からの重油漏れというのがわからなかったというのもございますし、特にご年配の方等が夏場に井戸の近くへ行くと非常に臭気がして頭が痛くなって病院へ行ったという方もございましたし、それから個人のとらまえ方なんですけども、井戸が、屋敷に占める井戸への思い入れというのですか、その辺がとらまえ方が非常に重くとらえてはる方もございまして、井戸はやはり汚してはいけないものやと。それを汚されてしまったということは非常にご不満をいただかれておられた方もございます。これは個人のとらまえ方なのでいろいろ年代によって違うんですけども、そういうこともありましてなかなかお金で解決するということにはすぐならなかったんやなという事情がございましたので、補足して説明させていただきます。

それと財政上の問題でございますが、平成6年度から20年度の15年度間に渡って4,200万円余りの支出になるなど。ご指摘のとおり保険金が2,000万円でございますので、2,200万円余りがこの事故案件の解決のため町財政に負担をかけたということでございます。

もう一つの見方は単年度で見れば2,000万円入ってきて723万円余りを支出するという単年度ではプラスに働いているのかなという余計なことを申し上げますが、以上でございます。

石田町長 私の方からも我々行政の対応として遅かったなという点は素直に認めたいなと思っております。ただこの件につきましては、私17年4月に議員になったときに全然事情がわからずに質問した経緯がございます。そして10月、町長に着任以来すぐにこの問題解決にとり組み、古谷課長から申し上げたように、まず住民の皆さんに集まってくれという形でお話をさせていただき、私自身も行かせていただきます集まってくださいというお話をしました。ただそのときでもまだ集まるのは早いと言われました。確かに井戸を見せていただくと油が浮いている状態でございます。ただそれから今日になってこうした結果が出たという点ではやはり我々行政として誠意を持って対応していけばこうした問題も片づくのかなと思います。また当委員会とは所管別でございますけども、例えば宅造会計の問題

にしましても、これは26年ぶりの解決でございますし、それからするとまだこの重油漏れの件は15年で解決できたというのは本当によかったのかなと。ただこれも本当に時期だと思えます。我々もずっと調査をした結果これ以上改善の方向が見られなかった。これはいつまでも続けてもやむなしということで、今回和解でございますので、確かに今まで我々行政何をしてきたのかという点は重々反省しながら、これからもこれを肝に銘じながらとにかく問題解決は積極的にやっていくという姿勢を持ちながら進めていきたいと思っておりますので、これからも議会の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと思えます。

以上でございます。

和田委員 私は小川さんと同じような件ですけど、どうも勘定が合わへんのやけど、とりあえず4,200何ぼかいったと。4,200万円の総合計の中から町の持ち出しが2,800万円。この2,800万円と2,000万円の保険金と合わせたら、どうも合わないと思うんやけど、600万円ほど差があるというのはこの600万円をどこかに・・・。

下の欄で2,800万円出てるから出てるんやろうと思うんやけど、どうなるんか。この4,200万円と出ているところが、4,800万円と出てくれたら私見やすくいいんやけど。ここへ出してもらうわけにはいかないのかな。

古谷福祉部子育て支援課長 4,200万余りの数字は先ほども申し上げてますように、平成6年度から15年間でこれから今年度支出する額も含めて、この事故案件に関して町が全体として、淡輪保育所内の工事費とか油のくみ上げとか土壌の入れかえとかそういうすべての経費を含んだ額が4,200万円余りということでございます。ただこれは全部損害賠償の額ではなくて、自分のところの施設も土壌の入れかえとかやっていますその額でございます。相手さんに対して損害賠償の額というのは直接の各家庭の井戸の井戸替え経費、水道料金、それで損害賠償の額ということでございます。自動車事故に例えますと、修理屋さんにほうり込んだと。そして修理料金も支払うし、今回慰謝料も支払うと。自分の車もぶつけたから直すんやということもあるかと思えますけど、自分の額も含めては総額で4,200万余りと。相手さんの損害賠償をするのは2,800万円余りということでご理解いただきたいと思えます。

和田委員 ご理解できないので悪いな。今言ってくれたのでちょっとわかった。車で言ったら。相手の保険からもらえと。一応やっぱり町としたら2,800万円出てるんでしょ。

竹内委員長 4,200万円が出ているんです。

和田委員 一応損害賠償2,800万円要るということですよ。4,200万円の中で2,800

0万円払っているというように理解したらいいんですか。

古谷福祉部子育て支援課長 ご指摘のとおりでございます、町としては今年度分も含めて4,231万5,000円余りを支出するということでございます。その内訳として相手さんの損害賠償分が2,881万3,000円余りあるということでございます。ということでご指摘のとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

和田委員 表を別にしなくても1つの中へ2,800万円入れて出してくれたらさっとわかるんと違うかなと。別個にするから変に見にくくなったんかなと。簡単にいったら2,800万円は保険の2,000万円と町の800万円で済ましているということですね。

古谷福祉部子育て支援課長 損害賠償保険に入ってますのでその査定額としては2,800万円余りとなるんです。ただ保険には保険契約に限度額というのがありますので2,000万円の保険金の収納ということでございます。

和田委員 何遍も同じ事を聞いて悪いんやけど、保険金は2,000万円で結構です。2,000万円出たんやから、2,000万円でいいと思うんやけど、あとこっちの補償金で2,800万円かかったら合計が何で4,200万円になるのかなというのがわからないのでちょっと聞いているだけです。この4,200万円の中から、2,800万円払ったんやというのはわかるんやけど、簡単にいって、わかりやすいように。

竹内委員長 多分こういうことやと思うんです。2,800万というのは今回行政から2,800万円を議決してくれと。それは何かといったら先ほどずっと古谷課長が説明した今までかかった岬町の施設以外のお金、それを今回我々の委員会で議決してほしいという金額が2,881万ということ。それを議決しなかったら700万の議決ではないわけでしょう。

出口委員 今の損害賠償の額というのはあくまでも2,800万円強でしょう。それが要するに行政から保険会社に請求した金額がこれであるということですね。そのうちの2,000万円が保険で支払われましたと。その詳細をここへ明記しているわけでしょう。

古谷福祉部子育て支援課長 議案第96号で議決をお願いするというので提案させていただいています。各戸別に井戸の所在地ごとに相手方及び損害賠償の額を記載しております。この合計額を足していただきますと2,881万3,000円になります。これを損害賠償の額として町意思表示として確定するという法律上の必要性がありますので、この議案を提出させていただいたと。保険金の請求につきましては損害賠償の額の査定は2,800万円でございますけれども、上限額があるので2,000万円でしか請求できないということでご理解いただきたいと思います。

小川委員 もっとわかりやすく説明してあげて。要は2,800万円の損害賠償額というより被害額ですね。被害額の査定というのは先ほど言った海事検定協会というセクションから2,800万円損害に対して賠償金を支払いなさいという査定が出たわけでしょう。しかし、2,800万円に対して町は2,000万円しか保険に入っていなかった。800万円は持ち出しですよ。僕の1,400万円と言ったのは、事故が起きていなければ800万円や1,400万円というのはかからなかったわけですね。総グロスの事故で4,200万円かかりました。4,200万円のうちの1,400万円はこの事故によって町が負担すべき金であって2,800万円は被害者に損害賠償をする金やと。その2,800万円のうち2,000万円は保険でおりるから800万と1,400万を足して2,200万円町がこの長きにわたって金を払うという解釈ではないんですか。

古谷福祉部子育て支援課長 そういうことです。

小川委員 そういうふうに説明してあげたらもっとわかるかと違うかという話です。

和田委員 話を聞いてもわからないので、この書き方がどないかならへんのかなと思って。賠償については反対とかそうのは言ってませんので、それだけは。

竹内委員長 古谷課長、もう一度和田委員に一覧表を書いてまたちょっと説明してあげてください。

川端副委員長 休憩時間もあれやし、和田委員は納得はしてはるんですよ。ただもうちょっとわかるような説明ということですよ。だからここで和田委員は納得してはるんやから採決とって、あとでゆっくりとまたきちっとしたもっとわかりやすいように説明をいただいたらどうかなと思います。

竹内委員長 それでよろしいですか。

ほかに。

中原委員 先ほど小川委員から質問があったことなんですが、損害賠償の額の中で上下水道料金ということで、下水道料金まで負担するのはいかがなものかという疑問が出されていたかなというふうに受けとめておりますが、そのあたりについてのご答弁がもう一度詳しくいただけたらなと思います。

古谷福祉部子育て支援課長 公共下水道が共用されて当該地区で使えるようになったということでございまして、供用以後下水道に接続されたご家庭の下水道料金はこれまでも負担してきてまいりました。先ほどのご説明にもありましたように、町も誠意を持ってこの事件案件に取り組んだという結果であるというふうに考えております。

中原委員 ちょっと釈然としないご説明のように受けとめておるんですけども。

芦田福祉部長 下水道につきましては、例えば井戸を使っているご家庭については認定水量というのをまず決めまして、つまり水道料というのはメーターではかれますからこれが下水道に流れた量、おおむねその量だよということはわかるんですけども、井戸を使われているところは水道はその分使わないわけですから、極端な話、水道使用料がゼロで井戸を使ってその分が公共下水道に流れる。そうしたら公共下水道に井戸水を使って流れる量がわからないではないかと。その場合は水量を推定し認定するわけです。井戸を使っている場合は、それを認定するという手続とかの細々した話を被害者の方とするよりも、結局井戸の水量ってある程度認定するわけですから、その分については結局補償の対象というか、それを超えた分を補償の対象とするという細々とした話になりますから、そうすると今の、あの当時の被害者の感情からいくと当然井戸もつぶされて使用できない、水道の使用料も上がるという状況からすると、そういう細々とした話をする状況ではなくて、同時に下水道もやってもらうという形で促進を図らなければならないということから、水道料金と同様に下水道料金も支払うという方針で臨んだということでもあります。

中原委員 いろいろ苦しいところがありやっとなかなというのも今ご説明をお聞きして感じているところでありますけれども、この件全体については被害を受けられた皆さんに対して誠意を持って対応されたということで、ご納得をいただいたということであろうかと。そのことに対してまた町としても尽力したということ全体として評価したいと思います。

以上です。

奥野委員 1点だけ確認させていただきたいと思います。この賠償金の考え方の中の慰謝料の算定なんですけれども、長きにわたっての精神的苦痛ということで月1,000円という算数が出ておりますが、日本海事というところの査定と今説明があったと思うんですけども、この算出根拠の1,000円というのがどういうものなのか、話し合いで決まったものなのかそこをもう一度説明いただきたいと思います。

古谷福祉部子育て支援課長 慰謝料の算定につきましては、これは別に第三者の査定を受けたような話ではございませんで、私どもが考え方を言って相手さんにも考え方を、率直なご意見をいただいてその中で合意に達したというものでございまして、相手さんも無理な要求もございませんし、皆さん理解力のある方ばかりで今年度合意に達したということでございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第96号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第96号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第99号「岬町手数料条例の一部を改正する件」のうち本委員会に付託された案件について議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、参考資料について担当課から説明を求めます。

谷下(芳)住民部住民生活課長 それでは資料14ページから18ページをご参照ください。14ページにつきましては条例案です。15ページにつきましては新旧対照表、16ページも同じでございます。17ページに今回の条例一部改正における手数料の改正の条例の資料としてつけさせていただいております。18ページをご参照ください。住民基本台帳カード交付手数料の無料化に伴う条例改正の内容で説明させていただきます。

まず住民基本台帳カードの交付状況でございますけれども、平成15年8月から19年度までを年度別、年齢別を表にして示しております。この表から年齢60歳以上の平成18年、平成19年度においては2倍、合計でも約2倍となる交付状況となっております。

また普及率におきましては本町では0.35%で、全国平均2008年3月31日現在でございますけれども0.7%で下回っております。

住基カードの利用状況では60歳以上の交付件数が多いことから、定年退職や運転免許証の返上などによりこの住基カードが身分証明書がわりになっているものと考えられます。

それと先般の戸籍法や住民基本台帳法の改正に伴う本人確認の義務化、それと税の電子

申告制度の普及などからカードの利用はますます増加するものと思われます。よって総務省がカード普及を図るため平成22年度までを特別交付税で手数料の減収相当分を補てんする暫定方針が示されましたので、高齢化が進む本町では身分証明書となる住基カードを無料化することにより一層の普及原因となるものと思われます。

住基カード手数料の無料期間は平成21年4月1日から2年間で手数料の減収額につきましては特別交付税により補てんされます。

以上で説明を終わります。

竹内委員長 本件について質疑、意見はございませんか。

中原委員 住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットですけれども、この運用は具体的にはどのようなところで利用されているかお聞きしておきたいと思います。

谷下(芳)住民部住民生活課長 この内容につきましては他市町村で、要は岬町の住民票を交付請求をした場合に手数料が発生するというので、今回の改正でこれを新たに追加したものです。

中原委員 今ご説明いただきました他市町村でも岬町の住民の方が住民票を取ることができるとそのようなご説明がありました。これは利用についてかなりの頻度で利用されているということを知っているんですけども、例えば公的年金は何らかの形で受給されている方の場合で行きますと、以前はがきで現況届という確認をやっておりましたけれども、それが不要になったというのが実はこの住基ネットを使っているからでありまして、住基ネットを使って生存確認をするということで、こういうところにも利用されていると。そういう点で言いますと、本人が全く知らない間に自分の情報をのぞかれて利用されているというふうに感じるところでありますけれども、そういう点におきましては個人情報保護の観点と相反するところがあるのではないかなというふうに感じるんですけども、そのあたりについてお考えありましたらどうぞ。

谷下(芳)住民部住民生活課長 今言われる内容で使われるという情報のほかでは私どもでは聞いておりません。

白井住民部長 この住基ネットワークシステムによりましていろいろ個人情報の問題、これはもう制度発足した平成14年から問題がありまして、まだ一部の団体においては参画を見合わせる状況もありました。しかし今ほぼ全国的にこのネットワークシステムが稼働しておりまして、このネットワークを利用いたしまして、今まで住民票の写しが必要だったものがすべて一応省略されるという形で相当なメリット面が出ております。ただ個人情報の問題

につきましては、相当以前からセキュリティの問題がございまして、その点は総務省を初めとする専門家によりまして、情報の漏えいにつきましては万全を図るということで、その精度を高めてまいりまして現在に至っておりますので、いろいろご指摘はあると思いますが、現在のところこういう個人情報の問題につきましては完全に漏洩等の問題については阻止されていると担当としては考えているところでございます。

中原委員 今の情報の漏えいの防止に万全が図られているというご答弁いただきましたけれども、確かに万全を図っているところではありましようが、当初想定していたこと以外で情報の流出やトラブルというのは起こっておりまして、ご承知のとおりだと思いますけれども、そういう意味では個人情報を保護するという観点からも相反しますし、住民にとっては個人情報流出の危険性と隣り合わせになる危険性もはらんでいるというふうに感じるところであります。メリットにつきましてはいろいろと便利な面も確かにありますけれども、それ以上の個人情報流出の危険性等も考慮した場合は、これをそのまま今のとおりに運用していてもいいのかなということについては疑問を感じるところであります。この場ではこの点までにとどめたいと思います。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず反対討論ございませんか。

中原委員 先ほど疑問を感じる点、住民にとって個人情報流出の危険性と隣り合わせにあるという点について疑問を感じるということにつきましては申し上げたとおりであります。そしてこの住民基本台帳カードの手数料の無料化についてですけれども、無料化自体は反対するものではないんですけれども、この住基カードの発行について振り返って考えてみましたところ、2002年に住民票に11けたのコードをつけて住基ネットが稼働し始めましたよと。その翌年住基カードを発行したということでありましたけれども、その住基カードの発行につきましてはカード作成に名だたる企業が名を連ねておりまして、この場以降住民の基本情報の管理が市場化されたという点で重大な問題が発生しているというふうにその時点から感じているところであります。また身分証明書がわりになって便利やということで、この委員会の資料の中でも利便性の点について高く評価するという印象を受けるものでありますけれども、今現在確かに本人確認が非常に厳しくなっておりまして、また手

続が煩雑になっているということをむしろ口実にしているように感じる点があります。と
いいますのは、これは国の方の動向ですけれども経済財政諮問会議のところで民間有識者
の議員が住基カードを無料化して、いつでも使えるようにというふうに政府に苦言を呈し
ているということが背景としてありまして、その諮問会議のいわば財界の言いなりになっ
て住民情報を管理また市場化するという大きな流れのもとに我が岬町でもこのような流れ
になっているのではないかなというふうに危惧するところでありますので、賛成しかねる
とという立場であります。

以上です。

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第99号「岬町手数料条例の一部を改正する件」のうち、本委員会に付託されまし
た案件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第99号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

続きまして、議案第100号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について議
題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、参考資料について担当課から説明を
求めます。

古橋住民部保険年金課長 それでは岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明
をさせていただきます。資料は19ページから22ページでございます。また21ページ
には参考としまして、今回の改正のもととなっております健康保険法施行令の一部を改正
する政令及びその省令を、また22ページには改正の概要をまとめておりますのでこの2
2ページの概要で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の改正の目的でございますけれども、平成21年1月から始まります産科医療
補償制度では運営組織でございます日本医療機能評価機構が契約者となります損害保険に
分娩機関ごとに入会をし、分娩機関が一分娩あたり3万円の保険料を支払うこととなりま
す。この3万円の保険料を支払うことによって出産費用が増加するということが予想され

ますので、出産育児一時金の支給額を改正し、出産費用の負担軽減を図ることを目的といたしております。

次に改正の内容でございますが、産科医療補償制度に加入をし、産科医療の安全を一層確保するとともに産科医療の質の向上を図ることを目的とする出産事故の原因等に関する情報の収集、整理、分析または提供に適切に取り組んでいる分娩機関で出産した場合に限って現行の支給額35万円に3万円を上限として加算をするものでございまして、条例では必要な事項は規則で定めることとしておりまして、施行期日は平成21年1月1日から施行するという内容となっております。

規則で定める事項といたしましては1ページ戻っていただきまして、21ページの下の方に記載をしております厚生労働省令で定める事項を定める予定でございまして、内容としましては通常分娩の基準でございますとか、出産事故における除外規定あるいは出産事故により生じた障害の状態、補償金の支払い義務、出産に係る医療の安全の確保、医療の質の向上を図るための措置などを定めることとなっております。これは今回の改正のポイントとなっております産科医療補償制度の内容に沿った内容となっております。

22ページに戻っていただきまして、次に産科医療補償制度について概要を説明をさせていただきます。

出産ではお医者さん等が一生懸命努力をして過失がなくても脳性麻痺の赤ちゃんが生まれることがあるようでございます。しかし分娩の医療事故については過失の有無の判断が困難な場合が多くまた裁判で争われる傾向がございまして、そうしたことが医師不足の理由の一つになっているという指摘もございまして、そのため産科医が安心して働くことができ、産科医不足を解消するためには分娩に係る無過失補償制度が必要だという声が高まりまして、分娩に関連して発祥した重度脳性麻痺の赤ちゃんに対する補償機能と脳性麻痺の原因分析あるいは再発防止の機能をあわせ持つ制度として創設されたのがこの産科医療補償制度でございます。

具体的には分娩にかかる事故によって脳性麻痺となった赤ちゃん及びそのご家族の経済的負担の軽減、それと事故原因の分析と事故予防の情報提供、またこれらを通じて紛争の防止でありますとか、産科医療の質の向上を図るという内容となっております。

次に制度でございますが、この制度は民間の損害保険を活用しまして原則としてすべての分娩機関がこの制度に加入することが求められております。

次に補償の対象としましては通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合に

限って原則として出生時の体重が2,000グラム以上かつ在胎児日数が33週以上で身体障害者1級、2級相当の重症者となっております。この基準を下回る場合でも在胎児週数が28週以上の赤ちゃんにつきましては個別の審査を行うということになってございますし、また逆に補償から除外される基準としましては広範囲な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常などの先天性要因とか分娩後の感染症、新生児期の要因は除外されるということになっております。

そういう赤ちゃんがお生まれになったときの補償水準でございますが、一時金600万円で分割金として赤ちゃんが20歳になるまで20年間で年額120万、20年間にしますと2,400万でございます。一時金の600万と合わせて総額3,000万円の補償となります。ただし分娩機関に損害賠償責任がある場合についてはこの制度と損害賠償金との調整が行われるということになっております。またこの制度の保険料は一分娩あたり3万円でこの保険料は分娩機関が支払うということになっております。

最後に資料には出てないんですが、11月14日現在でのこの制度への加入率でございますが、全国ベースでは95.9%、大阪府では89.7%、隣の和歌山については100%という状況になっております。また本町周辺の分娩機関のこの制度への加入状況でございますが、近隣の分娩施設で利用が高いと思われる施設について調べた結果、府立母子保健総合医療センターあるいは泉佐野市立病院等ほとんど全部といっているほどの医療機関がこの制度に既に加入手続を済ませているというところでございます。

また和歌山につきましても100%でございますので、医大、労災、日赤など主要分娩機関はもう加入されているという状況でございます。以上が今回の改正の概要でございます。

説明は以上です。

竹内委員長 ありがとうございます。本件について質疑、意見ございませんか。

中原委員 3万円を上限として加算をするということですが、このことによって岬町の国保加入の方にとっては保険料の値上げにつながるのかどうかという点について確認をさせていただきたいと思います。

古橋住民部保険年金課長 いわゆるその3万円分の3分の2の部分につきましては、2万円については一般会計からの繰入金、先ほど補正予算でもございましたが3分の2を一般会計からの繰入金で充当されると。そして残りの3分の1、3万円のうち1万円の部分については保険料で補うという財政構造になっております。

中原委員 保険料で3分の1の1万円を賄わなければいけないということで自動的にいきますと保険料の値上げということにつながってしまうということになるかと思えますけれども、この点につきましては本来は全額国で保障すべきというふうに考えておりますので、そういったことを町からも国に対して求めていただくことをこの場でご要望を申し上げておきたいと思えます。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

川端副委員長 このことについての周知についてといいますのが、和歌山でしたら加入率が100%と言いはったけども、大阪府内やったらまだ100%にいてないということで、やはりお医者さんにかかる場合に妊婦さんがこういうことを全員知ってはったらお医者さんにかかる場合も、かかるお医者さんもわかるんですけども、その辺を知らない方もいらっしゃるだろうし、そういった点全般含めて周知についてはどんなふうにされているのかをお尋ねします。

古橋住民部保険年金課長 周知の部分につきましては保健センター等で母子手帳を発行する際にそういう情報をお渡しさせていただこうかなと思ってます。

ただ1月から始まりますので、出産間近の方々につきましてはずっとかかれていたお医者さんを途中で変更するというはちょっと考えられにくいと思えますので、1月からですので早速保健センターなりにそういう情報の提供をお願いするように連携を取ってまいりたいと思っております。

竹内委員長 ほかにございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

中原委員 この制度につきましては取り組もうとしている方向性としては非常に前向きなものと、全体としてはとらえておまして評価をしているところであります。先ほどご説明の中でありました産科医不足の解消や、重度脳性麻痺児に対する保障、またそういった障害を持った子どもさんが生まれてくる原因の分析や再発防止の機能ということで、全体としては前向きなものであるというふうに評価しているところでありますが、やり方について問題

を感じているところでありますので、ご要望だけ申し上げておきたいと思ひます。

一つは先ほど申し上げましたとおり、財源につきましては国から3分の2、これは交付税措置という形で賄われますけれども、3分の1は保険料ということで保険料の値上げにつながってしまうということで、本来は国が全額負担すべきであるというふうにかけているところでありますので、そういったことを国に求めていっていただきたいということが1点目です。

2点目に補償の対象が通常の妊娠、出産に限ると。そういった場合の脳性麻痺児に対する保障だということで非常に限定的でありまして、一つ突破口を開いたという意味では評価できますけれども、まだまだほかの障害や症状にも適応をしていくべきだというふうにかけているところであります。

3点目にこの制度の管理や運営について民間保険会社にゆだねられるということについて疑問を感じるところであります。

この運用が民間会社にゆだねられるということになりますと透明性や公正さに疑問を感じるところが発生しないかと。その点について危惧するところでありますので、こういった点を町としても国に機会あるごとに求めていっていただきたいということを強くご要望申し上げて賛成といたします。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第100号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第100号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第101号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略させていただきます。

本件について質疑、意見はございませんか。

和田委員 改正についてですけど、本会議で指定管理者からの値上げについてのご理解というんですか、本議会で言ってくれたんかもわかりませんが、私ちょっと聞いてなかったと思うんで、この値上げについて指定管理者側からどういうことで値上げをしてくれということになってきているのかその理由を1点と、値上げについては逆行になるのではないかなと思うので、とりあえずその点について何で値上げをしないとあかんようになったのかという理由と、逆行につながるのと違うのかなという点をちょっと説明願いますか。

芦田福祉部長 まず今回について指定管理者の方からで値上げというよりも財政的に非常に苦しい状況だという話がありました。既に各会議でも言っていますけども平成19年度決算で指定管理者がうちの補助金等、それから利用者の利用料を合計した収入額と実際に支出額の差し引きで支出額が収入額よりも多くて平成19年度は1,200万の赤字になっているという状況であります。それで今回いわゆるスクール会費というものと、それから半年会員とか年会員といういわゆる会員の値上げをさせていただきたいわけですが、一つの大きな要因としては平成8年にオープンしましたが、スクール会員の会費については消費税が確か3%から5%に上がったときに改定をしましたけども、それ以来改定を行っていない当初からの金額であるという状況があります。12年たちましたけれども近隣の民間のスイミングスクール等についての差というのは当時の差から比べるとさらに一層拡大しているということで、それが一つ現在の指定管理者の経営の悪化の要因にもなっているんじゃないかということから12年間値上げをほとんどしてこなかったということで、このスクール会員の会費について一定の改定が必要であろうというふうに判断しているところです。

それからもう1点は半年会員や年会員の会費であります。これは最初に値段を決めたのはだれやというふうに言われましたら、私が平成8年のオープンのときに条例をつくりましてこういう料金を最初に設定した張本人ですけども、当時からの料金については非常に安いということで、その当時の考え方はやっぱりこれは町民の福祉施設であると。利用されて幾らの施設であるからどんどん利用してもらうことに意義があるということで、こういう年会員や半年会員で利用者をふやすという趣旨でありました。

その後何回かの改定も行ってきたところですけども、まだそれでも利用実績に比べて会費自身がまだ安いということで、リピーターとしての利用者に対して一定の配慮をしつつ、今後も値上げをしていくという方向を取っていきたいというふうに考えておりました、今回も改定をしておりますけども、これがベターな金額かというはまだ若干安い金額では

ないかというふうなことは考えてますけども、ただそれを一挙に到達するというのも無理ですので、現在の利用者ということにも配慮しながら改定をしていくということでご理解を願いたいと思います。

それから値上げをしたら利用者が逆に減るのではないかというご懸念があると思いますけれども、我々も値上げをしたら一定の人はやめる可能性もあるとはいうふうには感じてます。ただそれが翌年度に反映されて、それから1年とか2年たって回復をしていくというのはこれまでの値上げをした直後から回復期へのパターンですので、そういう形で利用者の方にも浸透していくのではないのかなというふうに考えてます。

以上です。

和田委員 指定管理者からの理由というのは1,200万円と、芦田部長がちょっと何か言ったのをよく聞けなかったんやけど、一応1,200万の赤字やと。何とかしてくれというのはなしに、今聞いてますと芦田部長はあれは安かったんやからぼちぼちなていうのちょっと聞こえたんやけど、会社から赤字になっているということを聞いてこれはしないとあかんと思ってそういうあれが出たと思うんですけど、実際指定管理者の方からはもうとてもぐあい悪いということをお願いしていると思うんですけど、それはどのぐらいの程度というのか、もうこれではやっていきにくいといったようなことを言ってきているのか、そこらについてもう1点だけちょっと聞かせてほしいです。

芦田福祉部長 指定管理者の方は赤字になろうと5年間の契約がありますから、この5年間の契約では何とかやってはいきたいというふうな考え方は示しておられます。

和田委員 今何年目ですか。

竹内委員長 3年目。

和田委員 もうたちましたか。

芦田福祉部長 まだ3年目の途中です。

和田委員 会社とすれば、会社からは改定してくれとは一応契約上言われないうことですか。

芦田福祉部長 料金改定については言えないということもないと思います。ただ指定管理者の方は町からの補助金についてどうこう言っているわけではなくて、それはきちっと守った上で運営をしたいということは言っております。ただいわゆる利用料については今の状況で安いところがあるので、見直しはしてほしいという要請はうちの方にありました。

和田委員 改定はここにも書いてますけど、町長のあれで変えれるとは書いてます。ですから指定管理者の方はしんどいと、部長は言われへんけど言いにくてるんじゃないかなと思うんで

すけど、ただ心配するのは今言ったように逆行になるといったら何ですけど、1日の利用される方の値段は変わってないやろうけど、最終には年間の利用券というのかな、大口ですよね、大体これ変えていくといったら、年とか半年とか。そういうのを変えるのでその人たちはそこを利用したいんで、上がったから行くのをやめるとかはないと思うんですけど、かなり上がりますから1万円以上は、1年やったら最初プールであれば1万円上がるのかな。一番いいお客さんが上がるように思うんですけど、一番いいお客さんといったら何ですけど、上がるんでそこらがちょっと逆行にならないかと思って心配しています。だからできるだけ上げるにしても指定管理者に努力をしてもらって、来ている人にサービスというのか、どんなサービスをしているのか知らないけど、できるだけ上げて来てもらえるようにしていただきたいと思っています。

よろしく頼みます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

出口委員 これは月に100万円の赤字が計上されていてますけども、指定管理者としてはどういふような集客の経営努力をされているのか。それと同時にピアッツア5で働く方々の人件費の部分でどういふような削減の努力をされているのかちょっと聞かせてほしいと思います。

芦田福祉部長 まず指定管理者で努力しているのは光熱水費です。これの削減努力を、極端な話僕らのときもやってましたけど、蛍光灯を2列縦隊のところを1個に外すということは僕らもやってました。それがさらに進んでいる。不要な廊下のところはできるだけ電気を消すとかという努力でされています。

それとあと水道ですが、水道についてもこれは利用者との一緒に妥協点をどういふふうの手繰るのかということなんですけども、おふろのカランの1回押すと自動的にお湯が出てくるんですけど、その量をどのくらい、どのくらいの圧力をかけて出すのかということです。これを調整することによってかなり水量の削減になるという形での努力をされています。

それから当然維持管理について専門的な業者について委託をしてメンテナンスをしなくてはならないということで、そこら辺の委託料についてもかなり削減を図って、維持管理の委託をやりながらなおかつコストを下げるという努力をしています。

人件費につきましてはスイミングスクール、それから受付、それからふろの受付等必要経費ですので、そのことについての人件費の減らすということはなかなか、人的な力によ

ってサービスをするという、提供をするという主体になっていますので、そのところでは余り効果は生まれておりません。逆に支出の面で思ったよりもふえているというのが補修費なんです。補修費につきましては平成8年でスタートしまして、僕らがいたときから10年ぐらいからそろそろ施設的にはガタが来るよという話は当初から聞いてたんですけども、かなり細かい補修、部品が壊れたとかそういうのがどんどん出てきまして、これが当初の見込みよりもかなり多い金額になっているということは聞いております。

以上です。

出口委員 経費の削減はよくわかりますけど、それにあたってやはり収益を伸ばす場合に当たって当然お客さんが来ていただけなくては収益は上がってきません。その辺一部とととパークと提携しながら集客力を図っているということは私聞いておりますけども、ほかにどういふふうな努力をされていますか。

芦田福祉部長 出口委員ご指摘のようにとととパークとの連携ということで、とととパークで釣りをされて、その後おふるに入りに来られるという方で一定の顧客の方が利用されている状況にあります。それともう一つは指定管理者から当初から提案があったんですけども、ふろとプールがあって、もともとフィットネススタジオというのがあって、そこでやる人の軽い体操等をやっていたんですけども、マシンの機能を強化したいというのがもともと僕らがピアッツア5に勤めていた当時から強い要望としてありましたけれども、ただマシンを置くスペースがあつた当時なかなか確保できなくて、今回1回のフロアの右手の方の創作室のところをそれを多目的室に機能を移してあそこのスペースにマシンをかなり充実させて、そのマシン機能で基づいて体力等の確保を図って、そこから水泳とおふるのリンクという形でやっていこうというのが今の経営方針のように聞いております。

以上です。

出口委員 もう1点、部長からも説明がありましたけども施設の修繕費がかさんでいるという形の中でこれから年々当然古くなってまいります。そういう場合に行政からの補助金の負担というのはまたあり得るのでしょうか。その辺をどういふふうにご考えておられますか。

芦田福祉部長 補修費といえますか、その費用負担については一応区分表、どちらが負担するかというのを契約時に締結をしております。大きな機械が壊れたという場合は、一応100万円という基準が一つめどとしてあったと思うんですけども、100万を超える補修費については町ではなかったかと思えます。それから大きなチラーとかろ過器とかそういうものが全部壊れて動かないとか、そういうものをそっくりかえなければならないとかい

ものについては町が予算を組んで実行、実施をするということになりますので、もしそういう形で起こった場合については町が緊急に補正予算を組んで取りかえ工事等をやるという形になると思います。

竹内委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

和田委員 最後の40ページに書いている、一番下やけど卓球台100円で30分、借り賃も100円、バスケットも30分、30分となっているけど、私余り卓球したことないんでわからないんやけど30分はちょっと短いな、1時間100円にならへんものかなと思うのと、一番下ですけどカラオケの1回というのは1曲という意味になるんですか。30分が1時間にならないかということと、カラオケ50円というわけにはいかんけど。

芦田福祉部長 30分を1時間というお話ですけど、30分でも大変疲れます。非常に運動量の高いものです、思った以上に。ですから30分区切りでやれば、特に子どもさんとか1時間にしても1時間もようやらないんです。大体30分ぐらいで疲れた、もういいわという形で返されてくるので一応30分で区切っています。

それからカラオケですけども、これは一番当初から1曲100円という形で実施しております、高いという声もありますけれども、お客様には非常に好評でありまして1曲100円でも別に不満なく歌っていただいているところですので、これは続けていきたいというふうに考えております。

竹内委員長 ほかにございませんか。

奥野委員 1件だけ確認させてください。今回いろいろと料金改正がある中で1年目は改定したら利用者が減るといった説明もありましたけれども、総額でどれぐらいの収入増の見込みをされているのかその辺説明をいただきたいと思います。

芦田福祉部長 これは予想ですが、現行の人数のままいった場合に単純に25%程度大体上げてますけども、その効果額としては年間で800万程度の効果があるというふうに試算はしております。

竹内委員長 ほかになければこれで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず反対討論ございませんか。

中原委員 今いろいろと質問やご答弁もお聞かせいただいたところでありますけれども、住民負担をふやすものには賛成できないという立場から反対させていただきます。

以上です。

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第101号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第101号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件についてすべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後12時32分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年12月9日

岬町議会

委員長 竹内 邦博